

案

大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
別表（第8条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第8条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市子ども・子育て支援法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年9月以後の月における特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）、特定地域型保育（同法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）又は特定利用地域型保育（同法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。）の利用に係る利用者負担額等（改正後の規則第3条に規定する利用者負担額及び改正後の規則第8条第2項第5号に規定する私立保育所保育料の額をいう。以下同じ。）について適用し、令和6年8月以前の月における特定教育・保育、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

[別表 別紙 1]

教育・保育給付認定保護者の区分		月額		
		標準時間認定	短時間認定保	
		保護者	護者	
[同左]				
第3階層	算定対象扶養義務者全員が特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層又は第2階層に該当する者を除く。）	教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者（以下この表において「要保護世帯等教育・保育給付認定保護者」という。）	2,000 (0)	2,000 (0)
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	8,100 (4,050)	8,000 (4,000)
第4階層	算定対象扶養義務者全員についての	要保護世帯等	3,500	3,500

	特定教育・保育等のあった月の属する 年度分の地方税法の規定による市町 村民税の同法第292条第1項第2号に 掲げる所得割の額（施行規則第21条に 定める規定による控除をされるべき 金額があるときは、当該金額を加算し た額とする。以下同じ。）を合算した 額（以下この表において「市町村民税 所得割合算額」という。）が46,000円 未満である場合における教育・保育給 付認定保護者（第1階層、第2階層又 は第3階層に該当する者を除く。）	教育・保育給付 認定保護者	(0)	(0)
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者	10,100 (5,050)	10,000 (5,000)
第5階層	市町村民税所得割合算額が46,000円 以上48,600円未満である場合におけ る教育・保育給付認定保護者（第1階 層、第2階層又は第3階層に該当する 場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者	5,000 (0)	5,000 (0)
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者	11,800 (5,900)	11,700 (5,850)
第6階層	市町村民税所得割合算額が48,600円 以上50,000円未満である場合におけ る教育・保育給付認定保護者（第1階 層、第2階層又は第3階層に該当する 場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者	6,000 (0)	6,000 (0)
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者	14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
第7階層	市町村民税所得割合算額が50,000円	要保護世帯等	7,000	7,000

	以上54,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	教育・保育給付認定保護者	(0)	(0)
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	15,700 (7,850)	15,500 (7,750)
第8階層	市町村民税所得割合算額が54,000円以上59,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	8,000 (0)	8,000 (0)
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	18,300 (9,150)	18,100 (9,050)
第9階層	市町村民税所得割合算額が59,000円以上77,101円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	9,000 (0)	9,000 (0)
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	21,500 (10,750)	21,300 (10,650)
第10階層	市町村民税所得割合算額が77,101円以上79,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		21,500 (10,750)	21,300 (10,650)
第11階層	市町村民税所得割合算額が79,000円以上97,000円未		24,900	24,700

	満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	(12,450)	(12,350)
第12階層	市町村民税所得割合算額が97,000円以上115,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	28,300 (14,150)	27,900 (13,950)
第13階層	市町村民税所得割合算額が115,000円以上133,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	32,700 (16,350)	32,300 (16,150)
第14階層	市町村民税所得割合算額が133,000円以上169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	39,400 (19,700)	39,000 (19,500)
第15階層	市町村民税所得割合算額が169,000円以上211,201円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100 (22,550)	44,500 (22,250)
第16階層	市町村民税所得割合算額が211,201円以上217,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100 (22,550)	44,500 (22,250)
第17階層	市町村民税所得割合算額が217,000円以上256,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	50,700 (25,350)	50,100 (25,050)
第18階層	市町村民税所得割合算額が256,000円以上301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	53,000 (26,500)	52,400 (26,200)

第19階層	市町村民税所得割合算額が301,000円以上358,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	59,200 (29,600)	58,600 (29,300)
第20階層	市町村民税所得割合算額が358,000円以上397,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	61,700 (30,850)	61,100 (30,550)
第21階層	市町村民税所得割合算額が397,000円以上432,901円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	65,900 (32,950)	65,300 (32,650)
第22階層	市町村民税所得割合算額が432,901円以上536,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	65,900 (32,950)	65,300 (32,650)
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない教育・保育給付認定保護者	70,600 (35,300)	70,000 (35,000)

備考

[1～10 同左]

11 負担額算定基準子ども（施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる保育認定子どもに関する利用者負担額等（利用者負担額又は私立保育所保育料の額をいう。以下この表において同じ。）は、当該各号に定める額とする。

- (1) 負担額算定基準子どものうち出生の時が最も早い保育認定子ども この表の月額欄に記載されている金額のうち上段に記載されている額
- (2) 負担額算定基準子どものうち出生の時が2番目に早い保育認定子ども この表の月額欄に記載されている金額のうち下段に記載されている額
- (3) 負担額算定基準子どものうち(1)及び(2)のいずれにも該当しない保育認定子ども 0

12 特定被監護者等（施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合であって、教育・保育給付認定保護者がこの表の第2階層から第7階層

まで又は第8階層（市町村民税所得割合算額が54,000円以上57,700円未満である場合における教育・保育給付認定保護者に限る。）のいずれかに該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる保育認定子どもに関する利用者負担額等は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校就学前子どもではない特定被監護者等がない場合の特定被監護者等のうち出生の時が最も早い保育認定子ども この表の月額欄に記載されている金額のうち上段に記載されている額
- (2) 小学校就学前子どもではない特定被監護者等がない場合又は小学校就学前子どもではない特定被監護者等が1人いる場合の特定被監護者等のうち出生の時が2番目に早い保育認定子ども この表の月額欄に記載されている金額のうち下段に記載されている額
- (3) 特定被監護者等のうち(1)及び(2)のいずれにも該当しない保育認定子ども 0

13 要保護世帯等教育・保育給付認定保護者に係る前項の規定の適用については、同項中「第2階層から第7階層まで又は第8階層（市町村民税所得割合算額が54,000円以上57,700円未満である場合における教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「第3階層から第9階層まで」とする。

14 〔同左〕

[別表 別紙2]

教育・保育給付認定保護者の区分		月額	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
[略]			
第3階層	算定対象扶養義務者全員が特定教育・保育等のあった月の属する年度分の認定保護者又は地方税法の規定による市町村民税の所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を除く。以下同じ。）を課税されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層又は第2階層に該当する者を除く。）	2,000	2,000
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	8,000
第4階層	算定対象扶養義務者全員についての要保護世帯等	3,500	3,500

	特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村	教育・保育給付認定保護者		
	村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（施行規則第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（以下この表において「市町村村民税所得割合算額」という。）が46,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する者を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	10,100	10,000
第5階層	市町村村民税所得割合算額が46,000円以上48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	5,000	5,000
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	11,800	11,700
第6階層	市町村村民税所得割合算額が48,600円以上50,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	6,000	6,000
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	14,000	13,800
第7階層	市町村村民税所得割合算額が50,000円	要保護世帯等	7,000	7,000

	以上54,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	教育・保育給付認定保護者 要保護世帯等 教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	15,700	15,500
第8階層	市町村民税所得割合算額が54,000円以上59,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付認定保護者 要保護世帯等 教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	8,000 18,300	8,000 18,100
第9階層	市町村民税所得割合算額が59,000円以上77,101円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付認定保護者 要保護世帯等 教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	9,000 21,500	9,000 21,300
第10階層	市町村民税所得割合算額が77,101円以上79,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		21,500	21,300
第11階層	市町村民税所得割合算額が79,000円以上97,000円未		24,900	24,700

	満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		
第12階層	市町村民税所得割合算額が97,000円以上115,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	28,300	27,900
第13階層	市町村民税所得割合算額が115,000円以上133,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	32,700	32,300
第14階層	市町村民税所得割合算額が133,000円以上169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	39,400	39,000
第15階層	市町村民税所得割合算額が169,000円以上211,201円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100	44,500
第16階層	市町村民税所得割合算額が211,201円以上217,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100	44,500
第17階層	市町村民税所得割合算額が217,000円以上256,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	50,700	50,100
第18階層	市町村民税所得割合算額が256,000円以上301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	53,000	52,400

第19階層	市町村民税所得割合算額が301,000円以上358,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	59,200	58,600
第20階層	市町村民税所得割合算額が358,000円以上397,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	61,700	61,100
第21階層	市町村民税所得割合算額が397,000円以上432,901円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	65,900	65,300
第22階層	市町村民税所得割合算額が432,901円以上536,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	65,900	65,300
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない教育・保育給付認定保護者	70,600	70,000

備考

[1～10 略]

11 特定被監護者等（施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等である保育認定子どもに関する利用者負担額等（利用者負担額及び私立保育所保育料の額をいう。以下この表において同じ。）は、当該保育認定子どもが特定被監護者等のうち出生の時に最も早い者である場合を除き、0とする。

[削る]

[削る]

12 [略]